

株 主 各 位

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社
セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役社長 村田紀敏

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成25年5月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

後記の「電磁的方法による議決権行使のご案内」（53頁から54頁）をご参照のうえ、上記行使期限までに電磁的方法により議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年5月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 1階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役16名選任の件

第3号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。また、電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本定時株主総会招集ご通知の添付書類記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.7andi.com/st.html>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告（平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における小売業を取り巻く環境は、昨年末以降の景気対策等に対する期待感から、一部に明るさを取り戻しているものの、消費全般としては依然として厳しい状況のまま推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは既存事業の更なる強化と新たな事業展開に向けた取り組みを推進してまいりました。既存事業の強化につきましては、グループシナジー効果の最大化に向けまして、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発および販売に注力した結果、当連結会計年度における売上高は4,900億円まで拡大し、グループ各社のオリジナル商品を加えた売上高は2兆380億円となりました。

コンビニエンスストア事業におきましては、積極的な出店による店舗網の拡大を図るとともに、買いやすい売場づくりと品揃えの拡充に注力するなど「近くて便利」なお店の実現に向けた取り組みを推進いたしました。国内の総合スーパーストア事業におきましては、商品価値をお客様に伝えるため接客販売を強化し、荒利率の改善を図るとともに、経費削減も推し進めながら収益性の向上に努めました。

新たな事業展開に向けた取り組みといたしましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが、北米におけるコンビニエンスストア事業の拡大と収益の向上に向けた体制を強化するため、株式会社SEJアセットマネジメント&インベストメントを設立し、セブン-イレブン、Inc. が実行する今後の事業拡大を支援する体制を構築いたしました。加えて中国事業につきましては、コンビニエンスストア事業の強化を目的に、セブン-イレブン中国有限公司の商号をセブン-イレブン（中国）投資有限公司に変更するとともに、事業目的、資本金等の変更を行うことにより、同社は、傘下の子会社に直接投資することができる投資性公司となりました。また、総合スーパーストア事業におきましても、中国事業の傘下の子会社に直接投資することができる投資性公司として、イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司を設立し、事業強化に向けた体制を構築いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、コンビニエンスストア事業を中心に増収となり4兆9,916億4千2百万円（前年度比4.3%増）となりました。

営業利益は、主にコンビニエンスストア事業と金融関連事業の増益により2,956億8千5百万円（同1.2%増）、経常利益は、2,958億3千6百万円（同0.9%増）となりました。

当期純利益は、営業利益、経常利益段階での増益に加え、前期に計上いたしました東日本大震災の発生に伴う災害による損失と資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の特別損失の影響がなくなったことなどにより、1,380億6千4百万円（同6.3%増）となりました。当連結会計年度における営業利益、経常利益、当期純利益はともに過去最高の数値を達成いたしました。

なお、株式会社セブン-イレブン・ジャパンとセブン-イレブン、Inc.におけるチェーン全店売上高を含めた「グループ売上」は、8兆5,076億4千7百万円（同5.7%増）となりました。

（事業部門別の営業概況）

当連結会計年度における事業部門別の営業概況は以下のとおりです。

① コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は1兆8,995億7千3百万円（前年度比12.3%増）、営業利益は2,217億6千4百万円（同3.3%増）となりました。

国内事業におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが平成24年5月に秋田県へ出店地域を拡大するとともに、出店の基本戦略である「高密度集中出店方式」に基づき都市部への出店を強化するなど積極的な店舗展開を推進いたしました。その結果、1,354店舗を出店し、当連結会計年度末時点の店舗数が40都道府県で15,072店舗（前年度末比1,067店舗増）と過去最高の出店数、純増数となりました。販売および商品面では質の高い商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」や惣菜、野菜、デザートといった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。加えて、日常生活に必要な商品を基本商品と位置付け、各店舗で品揃えの拡充に努めるなど更なる「近くて便利」なお店の実現に向けて邁進いたしました。

また、サービス面におきましても平成24年5月に、お食事お届けサービス「セブンミール」は、お届け料金を見直すなどお客様により一層便利にご利用頂けるサービス内容に変更いたしました。加えて、同年8月より超小型電気自動車を活用し、セブン-イレブン店内のほぼ全ての食品や日用品等をお客様宅や事業所等へお届けする「セブンらくらくお届け便」の運用を開始するなど、更なる利便性の向上に努めました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上高伸び率は1.3%増となりました。なお、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は3兆5,084億4千4百万円（前年度比6.9%増）となりました。

北米事業におきましては、セブン-イレブン、Inc. が平成24年12月末時点でフランチャイズ店の5,870店舗（前年末比433店舗増）を含む8,118店舗（同969店舗増）を展開しており

ます。店舗面では、テキサス州に展開するT e t c o , I n c . などの店舗取得を含めた1,078店舗を出店するなど、積極的な店舗網の拡大を図りました。販売面では、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力いたしました。これらの取り組みに加え、ホットフードやノンアルコール飲料の売上が伸長したことなどにより、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上高伸び率は2.9%増となりました。なお、チェーン全店売上高は、ガソリン売上の伸長もあり1兆8,521億6千2百万円（前年度比14.0%増）となりました。

中国事業におきましては、セブン-イレブン北京有限公司が平成24年12月末時点で200店舗（前年末比53店舗増）を展開しており、138店舗は北京市内にて、62店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。また、セブン-イレブン成都有限公司は同年12月末時点で87店舗（同46店舗増）を運営しております。いずれのエリアにおきましても、平成24年9月以降一時的な販売不振の影響がみられましたが、地元のお客様のニーズを捉え、売上は概ね堅調に推移いたしました。

なお、当事業部門における為替影響は営業収益、営業利益とも軽微にとどまりました。

② スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は1兆9,945億8千8百万円（前年度比0.1%増）、営業利益は254億9千1百万円（同21.4%減）となりました。

国内の総合スーパーストア事業におきましては、株式会社イトーヨーカ堂が当連結会計年度末時点で174店舗（前年度末比1店舗増）を運営しております。衣料品分野では、店頭における接客販売の推進と、メディアと連動したプロモーションの活用による商品価値の訴求に加え、衣料品分野の核となるカジュアルファッション「g o o d d a y（グッデイ）」、婦人ファッション「G A L L O R I A（ギャロリア）」、紳士カジュアル「K e n t（ケント）」、機能性肌着を中心とした4つのプライベートブランド商品の販売が好調に推移いたしました。食品分野では、安全・安心な商品を提供するとともに、上質な商品の品揃えの強化に努めました。当連結会計年度の既存店売上高伸び率は大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、下期におきまして、値下げロスの低減やプライベートブランド商品の売上伸長に伴う荒利率の改善などにより収益性が改善いたしました。

国内の食品スーパーストア事業におきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に184店舗（前年度末比8店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に71店舗（同3店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは東日本大震災後の需要の高まりによる反動はあったものの、惣菜を含めた生鮮食品を中心に生活提案型の売り方を継続したことにより、当連結会計年度の既存店売上高伸び率は前年並みとなりました。また、食品分野では「セブンプレミアム」の販売に注力するとともに、お客様の来店頻

度を高めることを目的として、生鮮食品における更なる品質と価格の強化に努めました。

国内でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で92店舗（前年度末比5店舗増）を運営しております。積極的な新規会員の獲得と上質な商品の販売強化が奏功し、当連結会計年度の既存店売上高伸び率は前年を上回って推移いたしました。

中国事業におきましては、平成24年12月末時点で北京市に総合スーパー8店舗、四川省成都市に総合スーパー5店舗をそれぞれ展開しております。北京市と成都市の総合スーパーにおける当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、同年8月以降の成都市二環路の大改修工事に伴う販売不振の影響があり、前年を下回りました。

③ 百貨店事業

百貨店事業における営業収益は8,840億2千8百万円（前年度比1.8%減）、営業利益は80億2千9百万円（同19.3%減）となりました。

株式会社そごう・西武は、基幹店舗である西武池袋本店の店舗改装効果を最大化し、改装の成功事例を他の店舗へ波及させる取り組みを推進するとともに、そごう横浜店の改装に着手いたしました。また、商品面では売場の魅力を高めて差別化を図ることを目的として、自主企画商品および自主編集売場の拡大を推進いたしました。一方、経営資源の集中と資産効率の向上を目的として、平成25年1月末に西武沼津店とそごう呉店を閉鎖いたしました。当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、西武池袋本店やそごう横浜店の改装効果などが牽引し前年を上回りました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、株式会社そごう・西武の運営する店舗や株式会社イトーヨーカ堂が展開する大型ショッピングセンター「A r i o（アリオ）」内の店舗を中心に、当連結会計年度末時点で82店舗（前年度末比9店舗増）を運営しております。

④ フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は783億6千1百万円（前年度比0.4%増）、営業利益は7億2千1百万円（前年度から8億1千6百万円の改善）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズのレストラン事業部門の当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、主に前年第1四半期における東日本大震災に伴う営業時間短縮の影響がなくなったことに加え、主力アイテムのメニュー強化や接客力の向上などにより、前年を上回りました。

中国事業におきましては、セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社が平成24年12月末時点で3店舗を運営しております。

⑤ 金融関連事業

金融関連事業における営業収益は1,443億5千5百万円（前年度比11.4%増）、営業利益は374億2千5百万円（同10.8%増）となりました。

株式会社セブン銀行は、当連結会計年度末時点のATM設置台数が17,922台（前年度末比1,382台増）まで拡大いたしました。当連結会計年度中の1日1台当たり平均利用件数は、法改正に伴うノンバンク取引件数の減少により111.2件（前年度比1.0件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に加え、預貯金金融機関の取引件数が伸長したことにより、総利用件数は着実に増加いたしました。

クレジットカード事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード」の当連結会計年度末の会員数が337万人（前年度末比15万人増）、株式会社セブンCSカードサービスが発行する「クラブ・オン/ミレニアムカード セゾン」の当連結会計年度末の会員数が321万人（同9万人増）となりました。

電子マネー事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが「nanaco」のグループ内外への拡大を積極的に推進した結果、当連結会計年度末時点の発行総件数は2,145万件（前年度末比509万件増）となり、利用可能店舗数は約121,000店舗（同約19,200店舗増）となりました。

⑥ その他の事業

その他の事業における営業収益は502億1千万円（前年度比5.8%増）、営業利益は38億8千6百万円（同68.7%増）となりました。

IT事業におきましては、株式会社セブンネットショッピングが運営しているネット通販サイト「セブンネットショッピング」のサイト内に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンの運営する「ミールサービス」や株式会社赤ちゃん本舗の運営する「e.アカチャンホンポ」を開設するなど、グループが持つインフラを活用した利便性の高いサービスの拡充に注力いたしました。

事業部門別営業収益

| 事業部門 | 営業収益 |
|--------------|-----------|
| コンビニエンスストア事業 | 1,899,573 |
| スーパーストア事業 | 1,994,588 |
| 百貨店事業 | 884,028 |
| フードサービス事業 | 78,361 |
| 金融関連事業 | 144,355 |
| その他の事業 | 50,210 |
| 消去または全社 | △59,475 |
| 合計 | 4,991,642 |

- (注) 1. 株式会社セブン-イレブン・ジャパンおよびセブン-イレブン, Inc. におけるチェーン全店売上高を含めた「グループ売上」は、8兆5,076億4千7百万円であります。
2. 「消去または全社」は、事業部門間取引消去額と当社の営業収益の合計額であります。

(2) 設備投資および資金調達

当連結会計年度の設備投資総額は、3,342億1千6百万円となりました。これらに必要な資金は金融機関からの借入金、無担保社債および自己資金によって充ちいたしました。

| 事業部門 | 設備投資額 |
|--------------|---------|
| コンビニエンスストア事業 | 214,250 |
| スーパーストア事業 | 54,243 |
| 百貨店事業 | 18,265 |
| フードサービス事業 | 1,407 |
| 金融関連事業 | 40,945 |
| その他の事業 | 4,331 |
| 全社(共通) | 772 |
| 合計 | 334,216 |

- (注) 1. 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。
2. 「全社(共通)」は当社の設備投資額であります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 項 目 | 第 5 期 | 第 6 期 | 第 7 期 | 第 8 期 |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (平成21年3月1日から 平成22年2月28日まで) | (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで) | (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで) | (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで) |
| 営 業 収 益 | 5,111,297 | 5,119,739 | 4,786,344 | 4,991,642 |
| 当 期 純 利 益 | 44,875 | 111,961 | 129,837 | 138,064 |
| 1株当たり当期純利益 | 49.67 | 126.21 | 146.96 | 156.26 |
| 総 資 産 | 3,673,605 | 3,732,111 | 3,889,358 | 4,262,397 |
| 純 資 産 | 1,793,940 | 1,776,512 | 1,860,954 | 1,994,740 |
| 1株当たり純資産額 | 1,905.97 | 1,927.09 | 1,998.84 | 2,140.45 |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

② 事業部門別財産および損益の状況の推移

| 事 業 部 門 | 項 目 | 第 5 期 | 第 6 期 | 第 7 期 | 第 8 期 |
|--------------|------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | (平成21年3月1日から 平成22年2月28日まで) | (平成22年3月1日から 平成23年2月28日まで) | (平成23年3月1日から 平成24年2月29日まで) | (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで) |
| コンビニエンスストア事業 | 営業収益 | 1,968,555 | 2,036,464 | 1,690,924 | 1,899,573 |
| | 営業利益 | 183,837 | 195,477 | 214,637 | 221,764 |
| | 総資産 | 1,104,209 | 1,112,557 | 1,077,608 | 1,370,292 |
| スーパーストア事業 | 営業収益 | 2,016,558 | 1,981,604 | 1,992,298 | 1,994,588 |
| | 営業利益 | 14,178 | 15,708 | 32,432 | 25,491 |
| | 総資産 | 1,096,598 | 1,081,491 | 1,048,661 | 967,887 |
| 百貨店事業 | 営業収益 | 922,847 | 915,105 | 900,222 | 884,028 |
| | 営業利益 | 1,366 | 5,622 | 9,948 | 8,029 |
| | 総資産 | 612,326 | 571,463 | 541,929 | 517,075 |
| フードサービス事業 | 営業収益 | 86,420 | 80,225 | 78,026 | 78,361 |
| | 営業利益 | △2,741 | △193 | △95 | 721 |
| | 総資産 | 24,636 | 21,105 | 21,026 | 21,843 |
| 金融関連事業 | 営業収益 | 110,444 | 106,953 | 129,601 | 144,355 |
| | 営業利益 | 30,152 | 28,343 | 33,778 | 37,425 |
| | 総資産 | 1,175,963 | 1,350,272 | 1,565,291 | 1,716,745 |
| その他の事業 | 営業収益 | 33,669 | 35,610 | 47,464 | 50,210 |
| | 営業利益 | 567 | △690 | 2,304 | 3,886 |
| | 総資産 | 16,770 | 145,792 | 153,852 | 168,047 |

(4) 企業再編行為等

① 株式会社セブン・フィナンシャルサービスによる金融サービス事業の集約

当社グループの金融サービス事業全体の経営管理機能の充実・強化等のため、以下の吸収合併を実施しました。

- ・株式会社セブン・フィナンシャルサービスは、平成24年3月1日を効力発生日として、株式会社ヨークインシュアランスを吸収合併しました。

② 中国事業に係る投資性会社の設立等

当社グループの中国事業に関する全体戦略立案や意思決定の迅速化を図るなど、今後の中国における積極的な業務拡大に向けた体制を確立するため、以下のとおり、傘下の子会社に直接投資できる投資性会社を設けました。

- ・スーパーストア事業において、株式会社イトーヨーカ堂が平成24年7月9日に新たにイトーヨーカ堂（中国）投資有限公司を設立しました。
- ・コンビニエンスストア事業において、セブン-イレブン中国有限公司を、平成24年9月7日をもってセブン-イレブン（中国）投資有限公司に商号変更し、併せて事業目的、資本金等の変更を行いました。

③ 株式会社S E Jアセットマネジメント&インベストメントの設立

株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、セブン-イレブン， I n c . の北米における業務拡大と収益の向上に向けた体制を強化するため、平成24年10月17日に、米国デラウェア州に株式会社S E Jアセットマネジメント&インベストメントを設立しました。

(5) 重要な子会社の状況 (平成25年2月28日現在)

① 重要な子会社の状況

| 事業部門 | 会社名 | 資本金 | 出資比率 |
|--------------|---------------------|-----------|--------|
| コンビニエンスストア事業 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 17,200百万円 | 100.0% |
| | セブン-イレブン, Inc. [米国] | 13千米ドル | 100.0% |
| スーパーストア事業 | 株式会社イトーヨーカ堂 | 40,000百万円 | 100.0% |
| | 株式会社ヨークベニマル | 9,927百万円 | 100.0% |
| 百貨店事業 | 株式会社そごう・西武 | 10,000百万円 | 100.0% |
| フードサービス事業 | 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ | 3,000百万円 | 100.0% |
| 金融関連事業 | 株式会社セブン銀行 | 30,509百万円 | 45.8% |

(注) セブン-イレブン, Inc. および株式会社セブン銀行に対する出資比率は間接所有によるものであります。

② その他の重要な企業結合の状況

該当事項はありません。

③ 連結子会社および持分法適用会社

連結子会社は92社、持分法適用会社は20社であります。

(6) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、昨年末以降の景気対策等に対する期待感から一部に明るさを取り戻しつつあり、足元の個人消費や雇用情勢に底堅さが見られるものの、平成26年4月に予定されている消費増税を見据えた厳しい経営環境が予想され、その対応が重要となっております。

このような環境の中、当社グループは経済環境や社会構造の変化に対応した新しい価値の創造に挑戦していくとともに、より一層の差別化を図るべく、付加価値の高い商品の開発、価値を伝えるための接客力の向上を図りながら、収益性の改善に注力してまいります。

グループシナジー効果の最大化に向けた取り組みといたしまして、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の売上高を6,500億円（前年度比1,600億円増）とし、グループ各社のオリジナル商品の販売を加え、グループ全体でオリジナル商品の売上高を2兆3,870億円（同3,490億円増）とすることを計画しております。

国内のコンビニエンスストア事業につきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、高齢化や単身世帯の増加、中小小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、更なる「近くて便利」なお店の実現を目指してまいります。店舗面では、好立地への出店強化に加えて新規エリアへの展開として平成25年3月に香川県、徳島県への出店を開始するなど、過去最高となる1,500店舗を出店してまいります。また、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、商品お届けサービスをはじめとしたサービス業務を強化し、日常生活に必要な商品を基本商品と位置付け、各店舗で品揃えの拡充に努めてまいります。

海外のコンビニエンスストア事業につきましては、北米事業のセブン-イレブン、I n c . が店舗取得を含めた新規出店と既存店舗のフランチャイズ化の促進を継続するとともに、ファスト・フード商品の販売強化など、既存店舗の活性化にも注力してまいります。また、中国事業につきましては既存店舗の店舗運営を強化するとともに、店舗網の拡大に取り組んでまいります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂は、プライベートブランド商品の開発および接客販売の強化により販売力を高めるとともに、店舗構造改革の一環としてグループ内外の専門店を活用した売場改革に注力するなど、更なる収益基盤の改善を推進してまいります。株式会社ヨークベニマルは、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、高密度店舗展開の実現に向けて、積極的な出店にも取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武は、基幹店舗であるそごう横浜店およびそごう大宮店の改装を行うなど、西武池袋本店における店舗改装の成功事例を拡大してまいります。商品面では店舗の魅力を高めることを目的に、自主マーチャンダイジング体制の構築に引き続き挑戦してまいります。

また、ATM事業やカード事業などの金融サービスや、ネット通販などのITサービスの分野におきましても、グループ共通インフラとして既存事業とのシナジー効果を発揮できる体制づくりに注力してまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成25年2月28日現在）

当社グループは、当社を純粋持株会社とする114社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業および金融関連事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は事業部門別情報の区分と一致しております。

| 事業部門 | 主な会社名 |
|-----------------------|---|
| コンビニエンスストア事業 (47社) | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、セブン-イレブン、I n c . 、 セブン-イレブン（中国）投資有限公司※1、セブン-イレブン北京有限公司、 セブン-イレブン天津有限公司※2、セブン-イレブン成都有限公司、 セブン-イレブン ハワイ、I N C . 、 株式会社SEJアセットマネジメント&インベストメント※3、 WHPホールディングス コーポレーション※4、 ホワイト ヘン パントリイ、I n c . 、パントリイ セレクト、I n c . 、 山東衆邸便利生活有限公司※5・6、タワーベーカーリー株式会社※6 |
| スーパーストア事業 (25社) | 株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル、株式会社丸大、 華糖洋華堂商業有限公司、成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート、 株式会社サンエー、北京王府井洋華堂商業有限公司、株式会社メリーアン、 株式会社オッシュマンズ・ジャパン、株式会社赤ちゃん本舗、 株式会社セブン美のガーデン※7、アイワイフーズ株式会社、 株式会社ライフフーズ、イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司※8、 株式会社セブンファーム |
| 百貨店事業 (13社) | 株式会社そごう・西武、株式会社ロフト、株式会社シェルガーデン、 株式会社池袋ショッピングパーク、株式会社八ヶ岳高原ロッジ、 株式会社ごっつお便、株式会社地域冷暖房千葉、株式会社スカイブラザ柏※6、 株式会社ケイ・エスビル※6、株式会社千葉センシティ※6、 株式会社柏駅前ビル開発※6、株式会社大宮スカイブラザ※6 |
| フードサービス事業 (2社) | 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、 セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社 |
| 金融関連事業 (6社) | 株式会社セブン銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、 株式会社セブン・カードサービス、株式会社セブンCSカードサービス、 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター、 フィナンシャル コンサルティング&トレーディング インターナショナル、 I n c . ※9 |
| その他の事業 (20社) | 株式会社セブン&アイ・ネットメディア、株式会社セブン&アイ出版、 株式会社IYリアルエステート、株式会社ヨーク警備、 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント、 株式会社セブンドリーム・ドットコム、株式会社セブン・ミールサービス、 株式会社テルベ、株式会社セブン&アイ生活デザイン研究所、 株式会社セブンネットショッピング、株式会社モール・エスシー開発、 株式会社セブカルチャーネットワーク、株式会社エス・ウィル、 ススキノ十字街ビル株式会社※6、アイング株式会社※6、ぴあ株式会社※6、 タワーレコード株式会社※6、株式会社リンクステーション※6 |

(注) ※1.セブン-イレブン中国有限公司は、平成24年9月7日付でセブン-イレブン（中国）投資有限公司に商号を変更いたしました。

※2.セブン-イレブン天津有限公司は、平成24年11月7日付で当社の連結子会社として設立されました。

※3.株式会社SEJアセットマネジメント&インベストメントは、平成24年10月17日付で当社の連結子会社として設立されました。

- ※4. WHPホールディングス コーポレーションは、ホワイト ヘン パントリー, I n c. およびパントリー セレクト, I n c. の持株会社であります。
- ※5. 山東衆邸便利生活有限公司は、平成24年6月1日付で当社の関連会社として設立されました。
- ※6. 山東衆邸便利生活有限公司、タワーペーカリー株式会社、株式会社スカイプラザ柏、株式会社ケイ・エスビル、株式会社千葉センシティ、株式会社柏駅前ビル開発、株式会社大宮スカイプラザ、ススキノ十字街ビル株式会社、アイング株式会社、びあ株式会社、タワーレコード株式会社、株式会社リンクステーションは関連会社であり、その他はすべて連結子会社であります。
- ※7. 株式会社セブンヘルステアは、平成24年5月1日付で株式会社セブン美のガーデンに商号を変更いたしました。
- ※8. イトヨーカ堂（中国）投資有限公司は、平成24年7月9日付で当社の連結子会社として設立されました。
- ※9. フィナンシャル コンサルティング&トレーディング インターナショナル, I n c. は、平成24年10月6日付の株式取得により、当社の連結子会社となりました。

(8) 主要な営業所（平成25年2月28日現在）

① 当 社

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8

② 重要な子会社

(コンビニエンスストア事業)

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 434店舗

セブン-イレブン, I n c.

- ・本店 米国テキサス州
- ・自営店舗 2,248店舗

(注) セブン-イレブン, I n c. の自営店舗数は平成24年12月末現在の店舗数であります。

(スーパーストア事業)

株式会社イトヨーカ堂

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・自営店舗 174店舗

株式会社ヨークベニマル

- ・本店 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- ・自営店舗 184店舗

(百貨店事業)

株式会社そごう・西武

- ・本店 東京都千代田区二番町5番地25
- ・自営店舗 24店舗

(フードサービス事業)

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

- ・本店 東京都千代田区二番町8番地8
- ・墨田事務所 東京都墨田区八広一丁目25番12号
- ・自営店舗 844店舗

(金融関連事業)

株式会社セブン銀行

- ・本店 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(9) 従業員の状況（平成25年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業部門 | 従業員数 | 前年度末比増減 |
|--------------|---------|-----------|
| コンビニエンスストア事業 | 25,607名 | 4,280名（増） |
| スーパーストア事業 | 18,694名 | 821名（減） |
| 百貨店事業 | 6,966名 | 501名（減） |
| フードサービス事業 | 1,323名 | 38名（減） |
| 金融関連事業 | 1,224名 | 190名（増） |
| その他の事業 | 779名 | 5名（増） |
| 全社（共通） | 418名 | 8名（増） |
| 合計 | 55,011名 | 3,123名（増） |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー85,705名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。
3. 「全社（共通）」は当社の従業員数であります。
4. コンビニエンスストア事業の従業員数の増加は、主としてセブン-イレブン、Inc. が店舗取得などにより積極的な店舗網の拡大を図ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| | 従業員数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------|------|---------|---------|---------|
| 男性 | 300名 | 10名（増） | 46歳 6ヶ月 | 20年 3ヶ月 |
| 女性 | 118名 | 2名（減） | 38歳 8ヶ月 | 16年 0ヶ月 |
| 合計または平均 | 418名 | 8名（増） | 44歳 1ヶ月 | 19年 1ヶ月 |

- (注) 1. 当社の従業員数は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。
2. 上記従業員数のほかにパートタイマー22名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成25年2月28日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------|---------|
| 株式会社三井住友銀行 | 149,438 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 120,481 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 75,819 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成25年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 886,441,983株

(注) 発行済株式の総数には、自己株式2,884,828株を含んでおります。

(3) 株主数 89,849名

(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|--------|---------|
| | 千株 | % |
| 伊 藤 興 業 株 式 会 社 | 68,901 | 7.8 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 41,481 | 4.7 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 38,966 | 4.4 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 19,664 | 2.2 |
| S S B T O D O 5 O M N I B U S A C C O U N T - T R E A T Y C L I E N T S | 18,983 | 2.1 |
| 伊 藤 雅 俊 | 16,801 | 1.9 |
| 三 井 物 産 株 式 会 社 | 16,222 | 1.8 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 5 0 5 2 2 5 | 15,448 | 1.7 |
| 野 村 證 券 株 式 会 社 自 己 振 替 口 | 14,460 | 1.6 |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社 | 13,777 | 1.6 |

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等（平成25年2月28日現在）

| | | | |
|------------------------|-------------------|---|---|
| 新株予約権の名称 | | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成20年7月8日 | 平成20年7月8日 |
| 新株予約権の数 | | 159個※1 | 958個※2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 15,900株※1 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 95,800株※2 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 307,000円 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 平成21年5月1日から 平成40年8月6日まで | 平成21年8月7日から 平成50年8月6日まで |
| 行使の条件 | | ※3 | ※3 |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 129個 目的となる株式の種類と数 普通株式 12,900株 保有者数 3名 | 新株予約権の数 236個 目的となる株式の種類と数 普通株式 23,600株 保有者数 9名 |
| 新株予約権の名称 | | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成21年5月28日 | 平成21年5月28日 |
| 新株予約権の数 | | 240個※1 | 1,297個※2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 24,000株※1 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 129,700株※2 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 204,500円 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 平成22年2月28日から 平成41年6月15日まで | 平成22年2月28日から 平成51年6月15日まで |
| 行使の条件 | | ※4 | ※4 |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 198個 目的となる株式の種類と数 普通株式 19,800株 保有者数 5名 | 新株予約権の数 321個 目的となる株式の種類と数 普通株式 32,100株 保有者数 8名 |

| | | | |
|------------------------|------------------------|---|---|
| 新株予約権の名称 | | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成22年5月27日 | 平成22年6月15日 |
| 新株予約権の数 | | 211個※1 | 1,144個※2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 21,100株※1 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 114,400株※2 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 185,000円 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 平成23年2月28日から 平成42年6月16日まで | 平成23年2月28日から 平成52年7月2日まで |
| 行使の条件 | | ※4 | ※4 |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 175個 目的となる株式の種類と数 普通株式 17,500株 保有者数 5名 | 新株予約権の数 184個 目的となる株式の種類と数 普通株式 18,400株 保有者数 7名 |
| 新株予約権の名称 | | 第7回新株予約権 | 第8回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成23年5月26日 | 平成23年5月26日 |
| 新株予約権の数 | | 259個※1 | 1,280個※2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 25,900株※1 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 128,000株※2 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 188,900円 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 平成24年2月29日から 平成43年6月15日まで | 平成24年2月29日から 平成53年6月15日まで |
| 行使の条件 | | ※4 | ※4 |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 259個 目的となる株式の種類と数 普通株式 25,900株 保有者数 6名 | 新株予約権の数 248個 目的となる株式の種類と数 普通株式 24,800株 保有者数 7名 |

| | | | |
|------------------------|------------------------|---|---|
| 新株予約権の名称 | | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成24年6月5日 | 平成24年6月5日 |
| 新株予約権の数 | | 270個※1 | 1,261個※2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 27,000株※1 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 126,100株※2 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり 216,400円 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) | 新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円) |
| 権利行使期間 | | 平成25年2月28日から 平成44年7月6日まで | 平成25年2月28日から 平成54年7月6日まで |
| 行使の条件 | | ※4 | ※4 |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 270個 目的となる株式の種類と数 普通株式 27,000株 保有者数 7名 | 新株予約権の数 236個 目的となる株式の種類と数 普通株式 23,600株 保有者数 6名 |

(注) ※1. 当社取締役へ交付された時点における総数を記載しております。

※2. 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員へ交付された時点における総数を記載しております。

※3. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

※4. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。
- (6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の内容の概要等

| 新株予約権の名称 | | 第10回新株予約権 | |
|----------------|--|---------------------------------|-----------------|
| 使用人等への 交付状況 | 当社の使用人 (当社の役員を兼ねている 者を除く) | 新株予約権の数 目的となる株式の種類と数 普通株式 | 123個 12,300株 |
| | | 交付者数 | 11名 |
| | 当社の子会社の役員および 使用人 (当社の役員または使用人 を兼ねている者を除く) | 新株予約権の数 目的となる株式の種類と数 普通株式 | 902個 90,200株 |
| | | 交付者数 | 101名 |

(注) 第10回新株予約権の内容の概要は、「(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要等(平成25年2月28日現在)」に記載のとおりです。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成25年2月28日現在）

| 会社における 地 位 | 氏 名 | 会社における担当および重要な兼職の状況 |
|---------------|-----------------|--|
| 代表取締役会長 | 鈴木敏文 | 当社最高経営責任者（CEO） 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長最高経営責任者（CEO） セブン-イレブン, Inc. 代表取締役会長 セブン-イレブン ハワイ, INC. 代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 村田紀敏 | 当社最高執行責任者（COO） |
| 取締役 | 後藤克弘 | 当社最高管理責任者（CAO） 当社システム企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長 株式会社イトーヨーカ堂取締役 株式会社そごう・西武取締役 |
| 取締役 | 小林強 | 当社経営企画部シニアオフィサー 当社海外企画部シニアオフィサー 当社事業推進部シニアオフィサー |
| 取締役 | 伊藤順朗 | 当社CSR統括部シニアオフィサー |
| 取締役 | 高橋邦夫 | 当社最高財務責任者（CFO） 当社財務企画部シニアオフィサー 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 |
| 取締役 | 清水明彦 | 当社経理部シニアオフィサー |
| 取締役 | 亀井淳 | 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役社長最高執行責任者（COO） 株式会社そごう・西武取締役 |
| 取締役 | 井阪隆一 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長最高執行責任者（COO） セブン-イレブン, Inc. 取締役 |
| 取締役 | 山下國夫 | 株式会社そごう・西武代表取締役社長 |
| 取締役 | 安齋隆 | 株式会社セブン銀行代表取締役会長 |
| 取締役 | 大高善興 | 株式会社ヨークベニマル代表取締役社長最高執行責任者（COO） |
| 取締役 | 大久保恒夫 | 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ代表取締役社長 |
| 取締役 | 清水哲太 | |
| 取締役 | スコット・トレバー・デイヴィス | 立教大学経営学部国際経営学科教授 |

| 会社における 地位 | 氏 名 | 会社における担当および重要な兼職の状況 |
|--------------|-----------|--|
| 取締役 | 野 中 郁 次 郎 | 一橋大学名誉教授 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー |
| 常勤監査役 | 関 久 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン監査役 |
| 常勤監査役 | 野 村 秀 雄 | 株式会社イトーヨーカ堂監査役 株式会社ヨークベニマル監査役 株式会社ヨークマート監査役 |
| 監査役 | 鈴 木 洋 子 | 弁護士 |
| 監査役 | 首 藤 恵 | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 |
| 監査役 | 藤 沼 亜 起 | 公認会計士 |

- (注) 1. 神田郁夫氏は、平成24年5月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
2. 取締役山下國夫氏は、平成25年2月28日付で株式会社そごう・西武代表取締役社長を辞任し、同年3月1日付で同社の取締役となりました。
3. 取締役清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役鈴木洋子、首藤 恵および藤沼亜起の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役野村秀雄ならびに監査役首藤 恵および藤沼亜起の各氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役野村秀雄氏は、当社財務企画部において資金・証券業務に従事しておりました。
 - ・監査役首藤 恵氏は、金融審議会、関税・外国為替等審議会等の委員を務めておりました。
 - ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。
6. 社外取締役全員と社外監査役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7. 平成25年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 |
|------------------------|---------|
| 最高経営責任者（CEO） | 鈴木 敏 文 |
| 最高執行責任者（COO） | 村 田 紀 敏 |
| 常務執行役員 最高管理責任者（CAO） | 後 藤 克 弘 |
| 執 行 役 員 | 小 林 強 |
| 執 行 役 員 | 伊 藤 順 朗 |
| 執行役員 最高財務責任者（CFO） | 高 橋 邦 夫 |
| 執 行 役 員 | 清 水 明 彦 |
| 執 行 役 員 | 江 口 雅 夫 |
| 執 行 役 員 | 田 中 吉 寛 |

| 地 位 | 氏 名 |
|---------|-----------|
| 執 行 役 員 | 高 羽 康 夫 |
| 執 行 役 員 | 土 佐 谷 政 孝 |
| 執 行 役 員 | 宮 川 明 |
| 執 行 役 員 | 早 田 和 代 |
| 執 行 役 員 | 佐 藤 誠 一 郎 |
| 執 行 役 員 | 松 本 忍 |
| 執 行 役 員 | 野 口 久 隆 |
| 執 行 役 員 | 山 口 公 義 |

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 対象となる 役員の数 (名) | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | |
|-------------------|----------------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------------|
| | | | 固定報酬 | 業績変動報酬 | |
| | | | | 賞与 | 株式報酬型 ストック・オプション報酬 |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 13 | 253 | 150 | 44 | 58 |
| 社外取締役 | 3 | 32 | 32 | — | — |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 3 | 35 | 35 | — | — |
| 社外監査役 | 3 | 29 | 29 | — | — |

- (注) 1. 監査役（社外監査役を除く）には、平成24年5月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって辞任した1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
3. 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役（社外取締役を除く）7名に対するものです。

② 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円未満であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

(社外取締役)

当事業年度において、当社取締役会は13回開催されましたが、清水哲太氏は13回、スコット・トレバー・デイヴィス氏は12回、野中郁次郎氏は11回、それぞれ出席し、清水哲太氏は主に経営管理の見地から、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、野中郁次郎氏は主に組織論および経営論の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(社外監査役)

当事業年度において、当社取締役会は13回開催されましたが、鈴木洋子氏は13回、首藤恵氏は13回、藤沼亜起氏は12回、それぞれ出席し、また、当事業年度に15回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は15回、首藤恵氏は15回、藤沼亜起氏は15回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律の見地から、首藤恵氏は主にコーポレート・ガバナンスの見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門的見地から、適宜質問し、意見を述べております。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役および取締役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行い、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。また、各社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 百万円 677 |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 682 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、当社取締役会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には監査役会の同意を得て、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
- ③ 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。
- ② 当社および当社グループに関する重要な情報については、開示を担当する主管部門が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施します。
- ③ 当社および当社グループについて、重要な業務文書の適正な作成・保存・管理、適時・正確な情報開示のほか、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うため、情報管理委員会を中核とする情報管理体制を構築・整備・運用するとともに、情報管理体制の整備・運用状況を点検し、さらなる改善への取り組みを継続して実施します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締り報告を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ② 取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。
- ③ 取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① (1) から (5) 記載事項のすべてについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用するものとし、その政策大綱を当社グループ各社に周知し、具体的策定をさせるほか、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導します。
- ② 当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動します。
- ③ 当社内部監査部門は、当社グループ各社に対する監査を実施します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとし、

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとします。

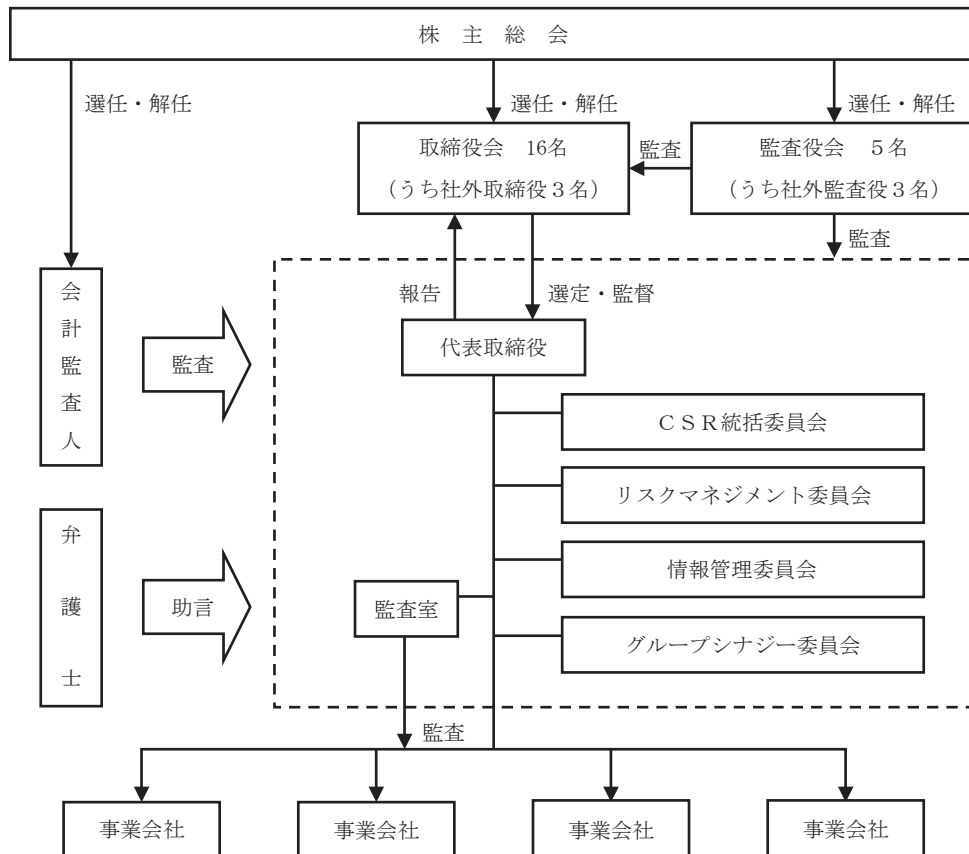
また、CSR統括委員会は、公益通報の意義をも有するヘルプライン運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めるものとします。
- ③ 監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。



- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表 (平成25年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,655,528 | 流動負債 | 1,534,579 |
| 現金及び預金 | 710,968 | 支払手形及び買掛金 | 328,800 |
| コールローン | 25,000 | 短期借入金 | 145,750 |
| 受取手形及び売掛金 | 285,817 | 一年内返済予定の長期借入金 | 124,857 |
| 営業貸付金 | 64,053 | 一年内償還予定の社債 | 63,999 |
| 有価証券 | 110,024 | 未払法人税等 | 34,827 |
| 商品及び製品 | 159,645 | 未払費用 | 85,443 |
| 仕掛品 | 175 | 預り金 | 136,850 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,465 | 販売促進引当金 | 15,262 |
| 前払費用 | 33,954 | 賞与引当金 | 13,293 |
| 繰延税金資産 | 34,493 | 役員賞与引当金 | 342 |
| その他 | 233,886 | 商品券回収損引当金 | 3,406 |
| 貸倒引当金 | △4,955 | 災害損失引当金 | 143 |
| 固定資産 | 2,606,564 | 銀行業における預金 | 325,444 |
| 有形固定資産 | 1,482,514 | その他 | 256,156 |
| 建物及び構築物 | 631,992 | 固定負債 | 733,077 |
| 工具、器具及び備品 | 171,735 | 社債 | 229,983 |
| 車両運搬具 | 3,439 | 長期借入金 | 281,893 |
| 土地 | 627,251 | コマース・ペーパー | 6,579 |
| リース資産 | 16,892 | 繰延税金負債 | 34,801 |
| 建設仮勘定 | 31,203 | 退職給付引当金 | 4,613 |
| 無形固定資産 | 415,413 | 役員退職慰労引当金 | 2,124 |
| のれん | 245,402 | 長期預り金 | 55,089 |
| ソフトウェア | 37,178 | 資産除去債務 | 51,170 |
| その他 | 132,832 | その他 | 66,822 |
| 投資その他の資産 | 708,636 | 負債合計 | 2,267,656 |
| 投資有価証券 | 163,456 | (純資産の部) | |
| 長期貸付金 | 18,017 | 株主資本 | 1,963,666 |
| 前払年金費用 | 31,786 | 資本金 | 50,000 |
| 長期差入保証金 | 400,867 | 資本剰余金 | 526,873 |
| 建設協力立替金 | 7,609 | 利益剰余金 | 1,393,935 |
| 繰延税金資産 | 32,943 | 自己株 | △7,142 |
| その他 | 60,626 | その他の包括利益累計額 | △72,503 |
| 貸倒引当金 | △6,671 | その他有価証券評価差額金 | 7,416 |
| 繰延資産 | 304 | 繰延ヘッジ損益 | △5 |
| 創立費 | 28 | 為替換算調整勘定 | △79,914 |
| 開業費 | 275 | 新株予約権 | 1,538 |
| 資産合計 | 4,262,397 | 少数株主持分 | 102,038 |
| | | 純資産合計 | 1,994,740 |
| | | 負債純資産合計 | 4,262,397 |

連結損益計算書 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益 | | 4,991,642 |
| 売 上 高 | | 4,149,003 |
| 売 上 原 価 | | 3,218,270 |
| 営 業 総 利 益 | | 930,732 |
| 営 業 収 入 | | 842,639 |
| 営 業 総 利 益 | | 1,773,371 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,477,686 |
| 営 業 利 益 | | 295,685 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 6,124 | |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益 | 1,874 | |
| そ の 他 | 3,065 | 11,064 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 5,113 | |
| 社 債 利 息 | 2,850 | |
| そ の 他 | 2,950 | 10,913 |
| 経 常 利 益 | | 295,836 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 1,404 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 31 | |
| そ の 他 | 711 | 2,147 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 廃 棄 損 | 6,642 | |
| 減 損 損 失 | 18,330 | |
| そ の 他 | 10,288 | 35,261 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 262,722 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 101,690 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 9,148 | 110,839 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 151,883 |
| 少 数 株 主 利 益 | | 13,818 |
| 当 期 純 利 益 | | 138,064 |

連結株主資本等変動計算書 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|--------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成24年3月1日残高 | 50,000 | 526,886 | 1,312,613 | △7,212 | 1,882,287 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △56,546 | | △56,546 |
| 当期純利益 | | | 138,064 | | 138,064 |
| 自己株式の取得 | | | | △13 | △13 |
| 自己株式の処分 | | △12 | | 83 | 70 |
| 米子会社の米国会計基準適用に伴う増減 | | | △196 | | △196 |
| その他 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △12 | 81,321 | 69 | 81,378 |
| 平成25年2月28日残高 | 50,000 | 526,873 | 1,393,935 | △7,142 | 1,963,666 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|---------|----------|---------------|-------|---------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 平成24年3月1日残高 | 3,360 | △3 | △119,661 | △116,303 | 1,222 | 93,748 | 1,860,954 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △56,546 |
| 当期純利益 | | | | | | | 138,064 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △13 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 70 |
| 米子会社の米国会計基準適用に伴う増減 | | | | | | | △196 |
| その他 | | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 4,055 | △2 | 39,747 | 43,800 | 315 | 8,290 | 52,406 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 4,055 | △2 | 39,747 | 43,800 | 315 | 8,290 | 133,785 |
| 平成25年2月28日残高 | 7,416 | △5 | △79,914 | △72,503 | 1,538 | 102,038 | 1,994,740 |

貸借対照表 (平成25年 2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 34,154 | 流動負債 | 328,667 |
| 現金及び預金 | 390 | 一年内償還予定の社債 | 39,999 |
| 前払費用 | 282 | 関係会社短期借入金 | 270,009 |
| 繰延税金資産 | 116 | リース債務 | 725 |
| 未収入金 | 30,508 | 未払金 | 5,294 |
| 関係会社預け金 | 1,739 | 未払費用 | 697 |
| その他 | 1,116 | 未払法人税等 | 10,847 |
| 固定資産 | 1,881,681 | 前受金 | 177 |
| 有形固定資産 | 5,199 | 賞与引当金 | 232 |
| 建物及び構築物 | 2,297 | 役員賞与引当金 | 49 |
| 器具備品及び運搬具 | 187 | その他 | 633 |
| 土地 | 2,712 | 固定負債 | 174,283 |
| 建設仮勘定 | 1 | 社債 | 169,983 |
| 無形固定資産 | 1,834 | 関係会社長期借入金 | 17 |
| リース資産 | 1,826 | 繰延税金負債 | 1,408 |
| その他 | 8 | リース債務 | 1,217 |
| 投資その他の資産 | 1,874,646 | 長期預り金 | 1,657 |
| 投資有価証券 | 25,555 | 負債合計 | 502,951 |
| 関係会社株式 | 1,736,260 | (純資産の部) | |
| 前払年金費用 | 600 | 株主資本 | 1,407,506 |
| 長期差入保証金 | 2,192 | 資本金 | 50,000 |
| 関係会社長期預け金 | 110,000 | 資本剰余金 | 1,245,608 |
| その他 | 37 | 資本準備金 | 875,496 |
| | | その他資本剰余金 | 370,111 |
| | | 利益剰余金 | 118,996 |
| | | その他利益剰余金 | 118,996 |
| | | 繰越利益剰余金 | 118,996 |
| | | 自己株式 | △7,099 |
| | | 評価・換算差額等 | 4,130 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,130 |
| | | 新株予約権 | 1,247 |
| 資産合計 | 1,915,835 | 純資産合計 | 1,412,884 |
| | | 負債純資産合計 | 1,915,835 |

損益計算書 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|--------|--------|
| 営 業 収 益 | | |
| 受 取 配 当 金 収 入 | 82,576 | |
| 経 営 管 理 料 収 入 | 3,829 | |
| 業 務 受 託 料 収 入 | 2,880 | |
| そ の 他 | 96 | 89,383 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 8,230 |
| 営 業 利 益 | | 81,152 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1,509 | |
| 受 取 配 当 金 | 300 | |
| そ の 他 | 84 | 1,894 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,773 | |
| 社 債 利 息 | 2,850 | |
| そ の 他 | 2 | 4,625 |
| 経 常 利 益 | | 78,421 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 78,421 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △6,133 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 4,598 | △1,534 |
| 当 期 純 利 益 | | 79,955 |

株主資本等変動計算書 (平成24年3月1日から 平成25年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|--------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 平成24年3月1日残高 | 50,000 | 875,496 | 370,124 | 1,245,621 | 95,587 | 95,587 | △7,169 | 1,384,039 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △56,546 | △56,546 | | △56,546 | |
| 当期純利益 | | | | | 79,955 | 79,955 | | 79,955 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △13 | △13 | |
| 自己株式の処分 | | | △12 | △12 | | | 83 | 70 | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | △12 | △12 | 23,409 | 23,409 | 70 | 23,466 | |
| 平成25年2月28日残高 | 50,000 | 875,496 | 370,111 | 1,245,608 | 118,996 | 118,996 | △7,099 | 1,407,506 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|------------------|----------------|-------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 平成24年3月1日残高 | 1,583 | 1,583 | 1,001 | 1,386,624 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △56,546 |
| 当期純利益 | | | | 79,955 |
| 自己株式の取得 | | | | △13 |
| 自己株式の処分 | | | | 70 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 2,547 | 2,547 | 245 | 2,792 |
| 事業年度中の変動額合計 | 2,547 | 2,547 | 245 | 26,259 |
| 平成25年2月28日残高 | 4,130 | 4,130 | 1,247 | 1,412,884 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月11日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 橋 | 本 | 正 | 己 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大 | 谷 | 秋 | 洋 | Ⓜ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 永 | 井 | | 勝 | Ⓜ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年4月11日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 橋 本 正 己 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている内部統制システム（会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制）の構築、運用状況について、取締役、執行役員、従業員等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業の実際を調査し、報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年4月15日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査役会

| | | | |
|-------|----|----|---|
| 常勤監査役 | 関 | 久 | Ⓞ |
| 常勤監査役 | 野村 | 秀雄 | Ⓞ |
| 社外監査役 | 鈴木 | 洋子 | Ⓞ |
| 社外監査役 | 首藤 | 恵 | Ⓞ |
| 社外監査役 | 藤沼 | 亜起 | Ⓞ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向35%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。内部留保金につきましては、明確な投資基準に基づいた積極的な既存事業への投資を行うとともに、新規事業への投資による事業再編も実施してまいります。

期末配当に関する事項

第8期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金33円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は29,157,386,115円となります。
これにより、中間配当金31円を含めました当期の年間配当金は、1株につき64円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年5月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（16名）の任期が満了となります。
つきましては、取締役16名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|---|
| 1 | <p>すずきとしふみ 鈴木敏文 (昭和7年12月1日)</p> <p>※ 5,064,932株</p> | <p>昭和38年9月 株式会社イトーヨーカ堂入社 昭和46年9月 同社取締役 昭和48年11月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン専務取締役 昭和52年9月 株式会社イトーヨーカ堂常務取締役 昭和53年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長 昭和58年4月 株式会社イトーヨーカ堂専務取締役 昭和60年5月 同社取締役副社長 平成4年10月 同社代表取締役社長 株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長（現任） 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長 同社最高経営責任者（CEO） 株式会社セブン-イレブン・ジャパン最高経営責任者（CEO） （現任） 平成17年9月 当社代表取締役会長（現任） 当社最高経営責任者（CEO）（現任） 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂（新設会社）代表取締役会長（現任） 同社最高経営責任者（CEO）（現任） （重要な兼職の状況） *株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役会長 最高経営責任者（CEO） *株式会社イトーヨーカ堂代表取締役会長最高経営責任者（CEO） *セブン-イレブン, Inc. 代表取締役会長 *セブン-イレブン ハワイ, INC. 代表取締役会長</p> |
| 2 | <p>むらたのりとし 村田紀敏 (昭和19年2月11日)</p> <p>※ 42,640株</p> | <p>昭和46年10月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成2年5月 同社取締役 平成8年5月 同社常務取締役 平成15年5月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成17年9月 当社代表取締役社長（現任） 当社最高執行責任者（COO）（現任）</p> |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|--|
| 3 | ごとうかつひろ 後藤 克弘 (昭和28年12月20日) ※ 14,540株 | 平成元年7月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役(現任) 当社最高管理責任者(CAO)(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役(現任) 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィサー(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・ネットメディア代表取締役社長 *株式会社イトーヨーカ堂取締役 *株式会社そごう・西武取締役 |
| 4 | こばやし つよし 小林 強 (昭和32年8月12日) ※ 6,100株 | 平成16年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社経営企画部シニアオフィサー(現任) 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社海外企画部シニアオフィサー(現任) 平成24年5月 当社事業推進部シニアオフィサー(現任) |
| 5 | いとうじゅんろう 伊藤 順朗 (昭和33年6月14日) ※ 3,173,003株 | 平成2年8月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成19年1月 同社常務執行役員 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年4月 当社CSR統括部シニアオフィサー(現任) |
| 6 | たかはし くに お 高橋 邦夫 (昭和26年1月28日) ※ 6,900株 | 平成15年3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社財務部シニアオフィサー 平成19年3月 当社財務企画部シニアオフィサー(現任) 平成23年5月 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(CFO)(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント代表取締役社長 *株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター代表取締役社長 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|--|
| 7 | し みず あき ひこ 清 水 明 彦 (昭和27年3月16日) ※ 6,120株 | 平成6年4月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成16年5月 同社執行役員 平成17年9月 当社経理部シニアオフィサー (現任) 平成18年1月 当社執行役員 (現任) 平成24年5月 当社取締役 (現任) |
| 8 | かめ い あつし 亀 井 淳 (昭和19年5月30日) ※ 23,160株 | 昭和55年1月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成5年5月 同社取締役 平成11年5月 同社常務取締役 平成15年5月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂 (新設会社) 専務取締役 同社専務執行役員 平成18年9月 同社代表取締役社長 (現任) 同社最高執行責任者 (COO) (現任) 平成18年10月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成19年5月 当社取締役 (現任) 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *株式会社イトーヨーカ堂代表取締役社長最高執行責任者 (COO) *株式会社そごう・西武取締役 |
| 9 | い さか りゅう いち 井 阪 隆 一 (昭和32年10月4日) ※ 14,912株 | 昭和55年3月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 同社取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成18年5月 同社常務執行役員 平成21年5月 同社代表取締役社長 (現任) 同社最高執行責任者 (COO) (現任) 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長 最高執行責任者 (COO) *セブン-イレブン, Inc. 取締役 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|--|
| 10 | あん ざい たかし 安 齋 隆 (昭和16年1月17日) ※ 7,000株 | 昭和38年4月 日本銀行入行 平成6年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 平成12年8月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年4月 株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)代表取締役社長 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成22年6月 株式会社セブン銀行代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン銀行代表取締役会長 |
| 11 | おお たか ぜん こう 大 高 善 興 (昭和15年3月1日) ※ 1,518,769株 | 昭和33年4月 株式会社紅丸商店(現株式会社ヨークベニマル)入社 昭和38年10月 株式会社ヨークベニマル常務取締役 昭和59年5月 同社専務取締役 平成6年5月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社代表取締役社長(現任) 平成15年5月 同社最高執行責任者(COO)(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社ヨークベニマル代表取締役社長最高執行責任者(COO) |
| 12 | まつ もと りゅう 松 本 隆 (昭和27年6月26日) ※ 0株 | 昭和50年4月 株式会社西武百貨店入社 平成18年5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成19年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成21年5月 株式会社ミレニアムリテイリング執行役員 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 同社執行役員 平成22年1月 同社常務執行役員 平成23年2月 同社専務執行役員 平成25年3月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社そごう・西武代表取締役社長 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|--|
| 13 | おおくぼ つね お 大久保 恒 夫 (昭和31年3月8日) ※ 0株 | 昭和54年3月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成2年9月 株式会社リテイルサイエンス代表取締役社長 平成15年9月 株式会社ドラッグイレブン代表取締役社長 平成19年1月 株式会社成城石井代表取締役社長 平成22年9月 当社顧問 平成23年3月 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役副社長 平成23年5月 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) *株式会社セブン&アイ・フードシステムズ代表取締役社長 |
| 14 | し みず のり たか 清水 哲 太 (昭和12年10月15日) ※ 0株 | 昭和36年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成2年9月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成8年9月 同社常務取締役 平成10年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 トヨタホーム株式会社代表取締役会長 平成18年5月 当社取締役(現任) |
| 15 | スコット・トレバー・デイヴィス (昭和35年12月26日) ※ 1,500株 | 平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)取締役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授(現任) (重要な兼職の状況) *立教大学経営学部国際経営学科教授 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) ※所有する当社の株式数 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---|--|
| 16 | なか いくじろう 野 中 郁 次 郎 (昭和10年5月10日) ※ 4,100株 | 昭和33年4月 富士電機製造株式会社入社 昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成7年4月 北陸先端科学技術大学院大学教授 平成9年9月 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学 ファカルティ・フェロー (現任) 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成18年4月 一橋大学名誉教授 (現任) 平成19年1月 クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー (現任) 平成19年6月 三井物産株式会社社外取締役 (現任) 平成20年5月 当社取締役 (現任) 平成24年4月 早稲田大学特命教授 (現任) (重要な兼職の状況) *一橋大学名誉教授 *カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学 ファカルティ・フェロー *クリアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー |

- (注) 1. 松本 隆氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 安齋 隆氏は、株式会社セブン銀行の代表取締役会長を兼任し、同社は当社の営業の部類に属する取引を行っております。なお、他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者の要件を満たしております。また、各氏は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等ではありません。
- 各氏を社外取締役候補者とした理由等は以下のとおりであります。
- 清水哲太氏は、トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長やトヨタホーム株式会社代表取締役会長を務めるなど経営について長年の経験を有し、その幅広く高度な経営についての知識、経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
 - スコット・トレバー・デイヴィス氏は、長年にわたり国際経営学の大学教授を務めるなど高度で国際的な専門知識を有し、その幅広く高度な経営についての知識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年8ヶ月となります。
 - 野中郁次郎氏は、組織論・経営論の専門家として、経営に関する高い見識を当社の経営戦略に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 社外取締役候補者の再任が承認された場合、当社は各社外取締役候補者と責任限定契約を継続する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は27頁に記載のとおりであります。
5. 清水哲太、スコット・トレバー・デイヴィスおよび野中郁次郎の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 上記各候補者の略歴は、平成25年4月4日現在のものであります。

第3号議案 当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社執行役員ならびに当社主要子会社の取締役および執行役員に対する報酬制度に関しては、既に退職慰労金制度を廃止し業績連動型報酬制度を導入いたしておりますが、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクを負うことで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 本株主総会決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は、1,350個を上限とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の総数は、135,000株を上限とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円として、これに対象株式数を乗じた金額とする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イに記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由および条件

イ 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

ロ 当社は、新株予約権者が下記⑨に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

ハ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする）による承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

上記⑥に準じて決定する。

リ 新株予約権の行使の条件

下記⑨に準じて決定する。

⑧ 端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ロ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ハ 新株予約権者は、上記イの規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ニ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

ホ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記への契約に定めるところによる。

ヘ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑩ その他新株予約権の細目等

上記①から⑨までの細目および①から⑨まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

【電磁的方法による議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権をご行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までの間は取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成25年5月22日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願い

することになりますので、ご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) へのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

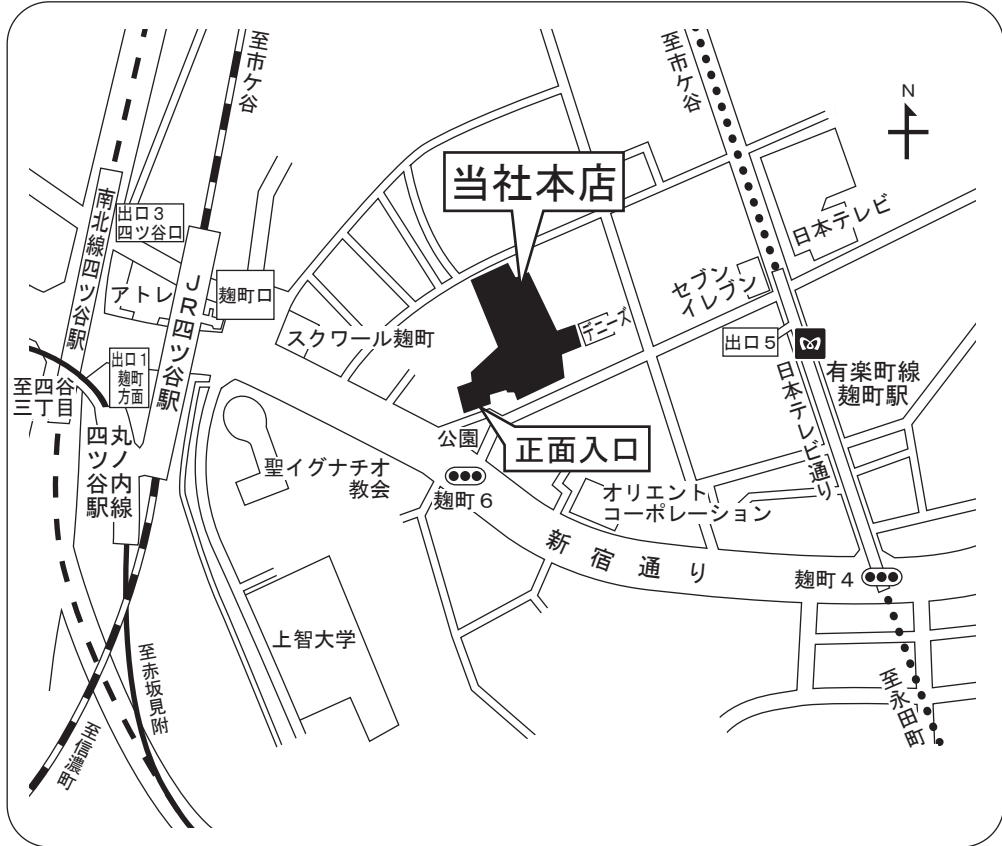
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区二番町8番地8 当社本店 1階会議室

電話 03-6238-3000



主要交通機関

- | | | | |
|------------|------------------|----|-----|
| ・JR中央線・総武線 | 四ツ谷駅（麹町口）から | 徒歩 | 約4分 |
| ・東京メトロ丸ノ内線 | 四ツ谷駅（出口1 麹町方面）から | 徒歩 | 約5分 |
| ・東京メトロ南北線 | 四ツ谷駅（出口3 四ツ谷口）から | 徒歩 | 約5分 |
| ・東京メトロ有楽町線 | 麹町駅（出口5）から | 徒歩 | 約4分 |

（当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。